



みなし労働時間制

— 事業場外労働の運用上の注意点 —

◆派遣添乗員の残業代支払い命令

「みなし労働時間制」の適用を理由に残業代が支給されなかったのは、不当として、阪急交通社子会社の派遣添乗員が、未払い残業代の支払いを求めた訴訟の判決が5月11日に東京地裁(民事11部)であり、裁判官は全額の支払いを命じました。

会社側は「業務は事業場外で行われており、会社の指揮命令は及ばず、労働時間を算出することも困難」と主張しましたが、裁判官は「添乗日報や携帯電話などで労働時間を把握することは可能」と判断。ツアー客に常に同行している添乗員は会社の指揮命令下にあるとして、みなし労働時間制は適用されないとしました。

◆事業場外労働によるみなし労働時間制

事業場外みなし労働時間制は、事業場外で労働する場合で労働時間の算定が困難な場合に、原則として所定労働時間労働したものとみなす制度です。

例えば、みなし労働時間を法定労働時間の8時間と決めた場合、実際の事業場外労働が10時間だとしても、残業代2時間分の支払いは不要となります。

◆運用上の注意点

労働時間の一部を事業場内で労働した日の労働時間は、みなし労働時間制によって算定される事業場外で業務に従事した時間と、別途把握した事業場内における時間とを加えた時間となります。

また、上記の制度が認められるのは、使用者の指揮監督が及ばず、労働時間の管理が困難な場合に限られます。 次のような場合は使用者の指揮命令を受けていると判断され、適用を受けられません。

- ①グループで事業場外労働に従事し、その中に労働時間を管理する者がいる場合。
- ②無線や携帯電話などで、随時、使用者の指示を受けながら労働している場合。
- ③事業場において、訪問先等の具体的な指示を受けた後、その指示通りに労働する場合。

定期健康診断等の項目について

— 変更内容とその省略基準に留意 —

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目についてあらためて確認してみましょう。

◆改正の内容

(平成20年4月1日施行)

1. 健康診断項目の追加・変更

「雇入時の健康診断」「定期健康診断」「特定業務従事者の健康診断」及び「海外派遣労働者の健康診断」の項目が、以下のとおり追加・変更されました。

- ①「腹囲の検査」を追加～これまでの肥満の指標は「BMI」でしたが、「腹囲」＝内蔵脂肪の方が、脳・心臓疾患の発症と関連すると判明したためです。
- ②血中脂質検査のうち、血清総コレステロールを「低比重リポ蛋白(LDL)コレステロール」に変更～LDLはいわゆる「悪玉コレステロール」のことです。

2. 健康診断項目の省略基準の策定と変更

「定期健康診断」及び「特定業務従事者の健康診断」の項目の省略基準が策定・変更されました。

①腹囲の検査の省略基準を策定

以下の者は、医師の判断により省略が可能です。

- ・40歳未満(35歳を除く。)の者
- ・妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
- ・BMIが20未満である者
- ・BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者

②尿糖の検査の省略基準が削除され、「必須化」されました。

(平成22年4月1日施行)

3. 胸部エックス線検査の省略基準の新設

40歳未満の労働者で、医師が必要でないとするときは、胸部エックス線検査(及び喀痰検査)を省略することができます(こちらは定期健康診断だけです)。ただし、次のいずれか該当の方は省略できません。①5年ごとの節目年齢の方(20歳、25歳、30歳、35歳)。②結核に係る定期診断の対象とされている施設等で働かれている方。③3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方。

《 声 》

「頑張って仕入れてみました。が、今回も売れないうような気がします。」あんなに担当者が上司に報告する際の口癖です。

他にも、同僚が風邪を引いたりすると「うつるかもしれない」と思っている。実際には風邪を引いてしまったりと、悪い予想は大抵当たるといいます。は、実際に自分自身も、掛かってしまったりと、現象は珍しくありません。暗示は一種の信念ですから、「自分が仕入れた商品は売れない」という念が売り場に伝わると、予想通り「売れない」ということも起こり得るのです。

悪い暗示による予想は、失敗の言い訳や自己弁護の為の準備であったり、事前の努力放棄なのかもしれません。仕事の成果に限らず、病気の罹患と予後、人間関係の首尾等に悪い結果を招くことがあると用心すべきです。

